

第2号様式

国空事1169号

令和元年12月2日

法令適用事前確認手続 回答書

株式会社KACHI64 代理人
弁護士 岩崎 隼人 殿

国土交通省航空局

航空ネットワーク部航空事業課長



令和元年11月1日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会社から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

航空機の所有者（以下「所有者」という。）が、自らの移動又は操縦士の訓練飛行のために航空機を利用しようとする第三者（以下「利用者」という。）の需要に応じて、その所有する航空機を当該利用者に対して貸し出すことについては、航空法第100条第1項及び第123条第1項（以下「照会法令」という。）の適用対象とはならない。

ただし、所有者と操縦士との契約関係の有無に関わらず、特定の所有者が貸し出した航空機を特定の操縦士が繰り返し操縦している等、実体上、所有者又は操縦士が利用者に対する航空機の貸出し及び操縦士の斡旋を一体的に行っている状況が確認されるような場合には、その個々の実態に即して、照会法令の適用対象と判断されることがある。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

照会のあった所有者が利用者に対して航空機を有償で貸し出すという行為については、所有者自身が主体となって、航空機を使用して有償で旅客若しくは貨物を運送する事業又は旅客若しくは貨物の運送以外の行為の請負を行う事業を行うものではないことから、照会法令の適用対象とはならない。

ただし、本回答は、照会社から提示された事実のみを前提に、現時点における見解を示すものであり、上述1のとおり、個々の実態に即して、照会法令の適用対象と判断されることがある。